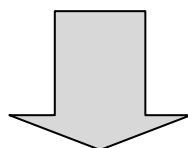


景観計画区域内行為 景観形成基準チェックリスト

【みどり・田園景観区域】

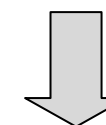
茨木市景観計画における行為地の位置付けの確認		景観要素のチェック	周辺景観の特徴・状況	計画・設計への反映
茨木市の景観形成の目標	周辺景観を構成する景観特性や要素を十分に読み取り、それらを活かした、又は調和した計画とする。	自然景観 山並み景観 田園景観 眺望景観 水辺景観 歴史景観 沿道景観 シンボリック景観 ()		



・あてはまるものにレ印をいれてください
 ・周辺景観の特徴、状況を具体的に記入してください。
 ・周辺景観の特徴、状況を踏まえ、本計画・設計に当たって考慮したことを具体的に記入してください。

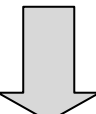
対象	事項	景観形成基準	チェック	配慮事項	協議事項
1 建築物	1)配置、規模、高さ	良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。		ベースカラー ()	
		道路の境界線からできる限り後退した配置とする。			
		市街地から北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。			
	2)形態、意匠	(1)建築物本体			
		良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。			
		(2)付帯施設			
3)色彩	外部に設ける建築設備は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。				
	屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。				
	ベースカラーは自然になじんだ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準(図1)に適合させ、周辺の景観と調和させる。				
4)素材	ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。(ソーラーパネルを含む。)				
	アクセントカラーは原則使用しない。				
5)光源等	良好な周辺の景観と調和した素材を使用する。				
6)緑化、外構	反射光のある素材は使用しない。				
	外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。				
2 工作物	1)配置、規模、高さ	行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。		ベースカラー ()	
		閉鎖的な塀、柵等で囲わず、できる限り開放的な形状とする。塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。			
		また、隣接する敷地との連続性に配慮する。			
2)形態、意匠	2)形態、意匠	良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。			
		3)色彩	ベースカラーは自然になじんだ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準(図1)に適合させ、周辺の景観と調和させる。		
			ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。(ソーラーパネルを含む。)		
3)色彩	アクセントカラーは原則使用しない。				

協議事項がある場合は、検討結果及び具体的な手法について、協議結果・回答欄に記入してください。



	事項	景観形成基準	チェック	配慮事項
2 工作物	4)素材	良好な周辺の景観と調和した素材を使用する。 反射光のある素材は使用しない。		
	5)光源等	外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。		
	6)緑化、外構	行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 閉鎖的な塀、柵等で囲わず、できる限り開放的な形状とする。塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 また、隣接する敷地との連続性に配慮する。		
3 開発行為	方法	できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮する。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準(図1)に適合させ、周辺の景観と調和させる。		
4 土地の形質の変更	方法	【共通】 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準(図1)に適合させ、周辺の景観と調和させる。		
		(1)土石の採取、鉱物の掘採		
		周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行う。		
		採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を行う。		
		(2)土地の開墾、その他の土地の形質の変更		
		できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないようにする。		
		のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。		
		擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。		
		原則として、行為地周囲の緑化を行う。		
5 物件の堆積	方法	道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。		
		高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。		
		行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。		
		塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準(図1)に適合させ、周辺の景観と調和させる。		

協議事項、協議結果・回答欄は提出後使用しますので記入しないでください。

協議事項	
	
<p>協議事項がある場合は、検討結果及び具体的な手法について、協議結果・回答欄に記入してください。</p>	
協議結果・回答	
<p>(記入方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各景観形成基準の項目に対して、配慮できているかどうかを確認し、チェック欄の にレ点を入れてください。また配慮事項について各事項に関して景観上配慮した、または工夫したことについて具体的に記入してください。 ・色彩についてはマンセル値で記入してください。 	